資源有効利用促進法の判断基準省令等の改正について

「家電・パソコンに含有される物質に関する情報提供措置を中心に」

経済産業省
リサイクル推進課・情報通信機器課

目　次

1　製品３Ｒシステムの高度化を図る上で目指すべき社会像

2　製品３Ｒシステムの高度化の方向

3　環境配慮設計措置の具体的事項

4　環境配慮情報の活用の方向性

5　国際整合性の確保

6　資源有効利用促進法

・資源有効利用促進法全般について
・政省令の改正について
・特定化学物質の含有表示方法について（J-Moss）
・その他

３Ｒの高度化（進展する環境配慮設計の例１）

METI 経済産業省

○有用貴金属を含む電子基板を１ブロックに集約（分解性の向上）

○部品の軽量化、梱包材の小型化（省資源性の向上）

（2000年製品を、1997年製品との比較した例）

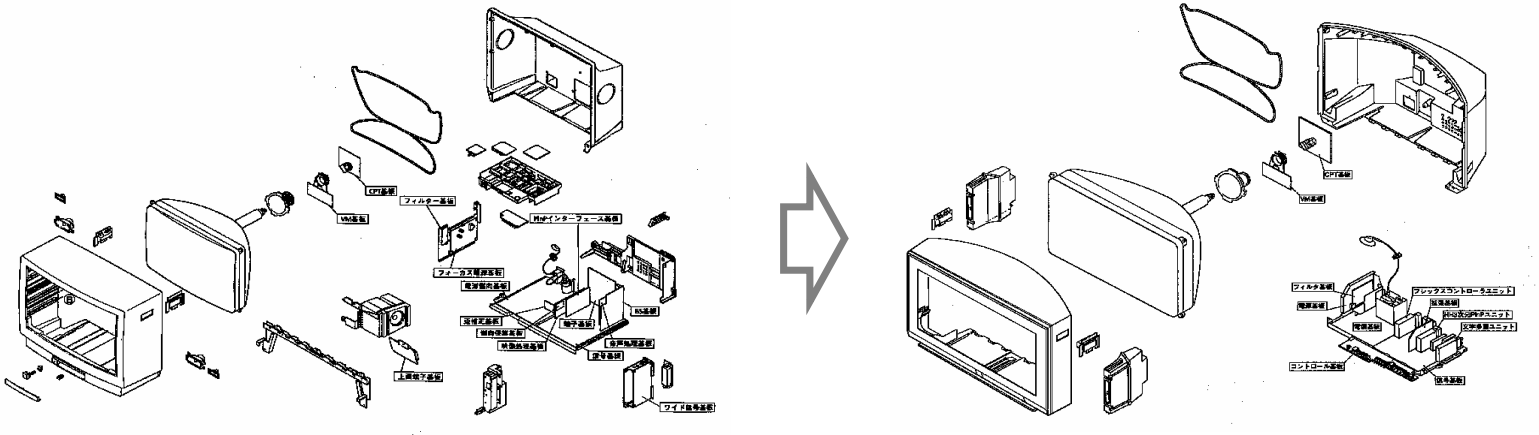

３Ｒの高度化（進展する環境配慮設計の例２）

METI 経済産業省

○廃洗濯機に使用されていたプラスチックをリサイクルし、新品冷蔵庫のプラスチック部品に再利用。天然資源消費量の削減に寄与

○年間１０００万台を超える家電製品がリサイクルされている我が国ならではの、高度なプラスチックの再利用

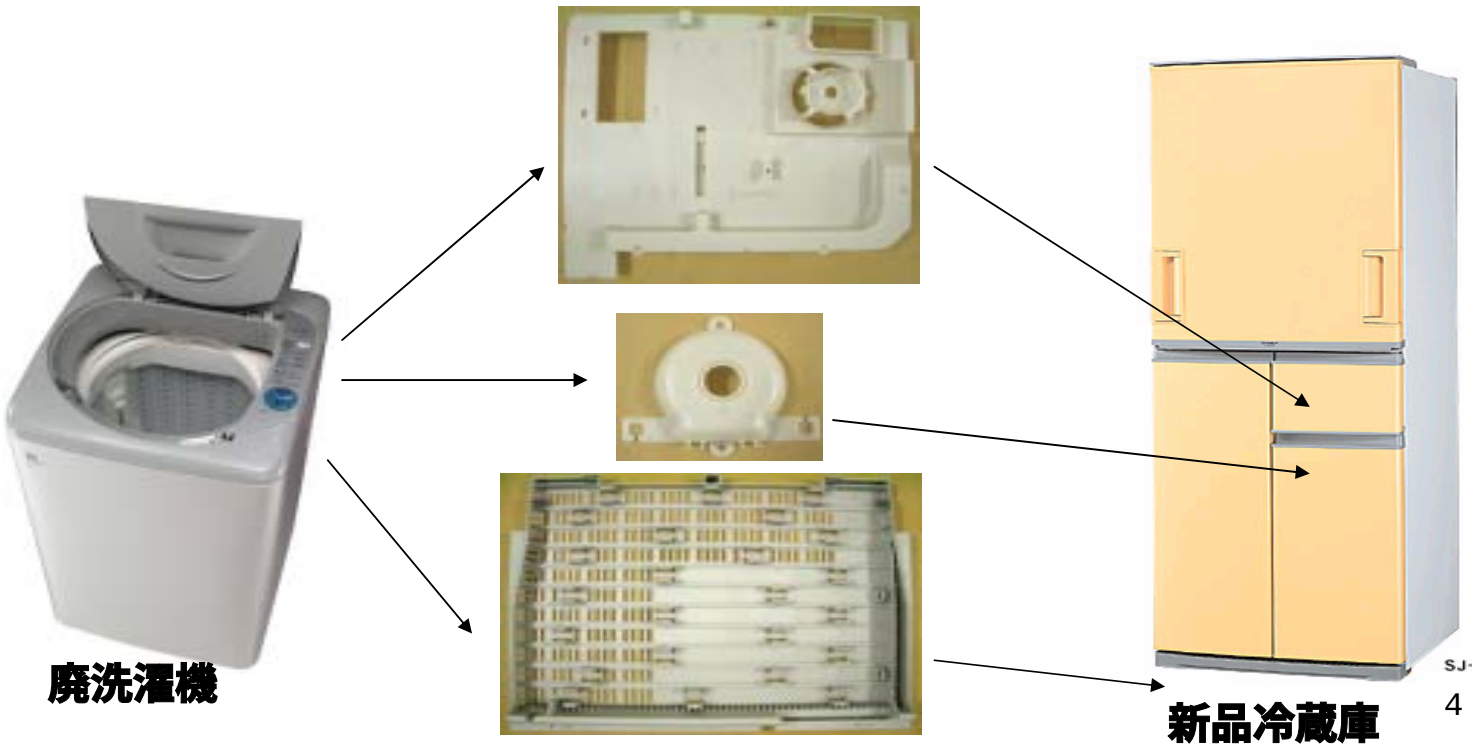

1．製品３Ｒシステムの高度化を図る上で目指すべき社会像

【論点】
○天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化していくためにどのような視点が必要か？
○製品のライフサイクル全体を見通した上で、どのような取組を強化していくべきか？

○ライフサイクル・シンキング型社会システムへの変革
製品のライフサイクル全体における対応を目指す。（「ゆりかご」から「ゆりかご」まで）

○量から質への新たな価値創造に向けた環境配慮情報の活用
「環境配慮情報」の内容が市場における製品の新たな評価軸となり、市場で適切に評価され、新たなイノベーションの源泉となることを目指す。

○グリーン・プロダクト・チェーンの実現
経済システムへの環境配慮対応の組み込み

○国際整合性の確保
世界に先駆けた取組と諸外国との連携・協力

【論点】
○どのような製品分野に対し、どのような環境配慮事項を措置すべきか？
○製品のライフサイクル上で情報をつないでいくためには、どのような環境配慮情報を共有･活用していくべきか？

○ライフサイクルを考慮した環境配慮設計（Design for Environment = DfE）

○当面は、既に回収･リサイクルの十分な実績のある家電製品等を念頭に検討すべき。

○今時検討においては、特に環境配慮設計の具体化･統一化が求められており、
①３Ｒ配慮設計･製造の推進、②製品含有物質への対応、の２点について、具体的措置を検討すべき。

【論点】
○3R配慮設計・製造の推進及び製品含有物質への対応の観点から、どのような措置事項の具体化・統一化を検討すべきか？

○3R配慮設計・製造の推進

- 再生プラスチック類等の再生資源利用率を定義し、表示を求めるなど、再生資源の使用量を比較する指標を統一的に整備。
- 再生プラスチックの材質表示、ネジ位置や解体位置等の表示の統一化を図る。

○製品に含有される物質への対応

- リユース・リサイクル段階で適切に分別管理されることで、環境への排出抑制、リユース・リサイクル工程の効率化、再生資源の品質向上の可能性
- 希少性・有用性・有害性を持つ特定物質の情報をサプライチェーンの中で管理し、物質情報を開示・モニタリングする仕組みを目指す。

- 混入により再生資源の品質低下やリサイクル工程を阻害する恐れのある物質
- 廃棄後の処理工程上の取扱を誤ると環境への影響を生ずる可能性のある物質
- 希少性があり、重点的な回収・リサイクルを手当てしておくべき物質

※我が国においては、EU等と同様の使用制限措置をそのまま講ずる必要性は低い。

4．環境配慮情報の活用の方向性

【論点】
○製品の設計･製造段階での環境配慮情報を、消費者･需要家等にどのように伝達し、どのような対応を喚起すべきか？
○製品の製造に係るサプライチェーンにおいて、どのような環境情報の共有を図り、どのような措置事項の具体化･統一化を検討すべきか？

○消費者･需要家の役割

①環境配慮製品を選択的に購入、②購入した製品の３Ｒを心がける、③使用済み製品の適切な排出を行うことで、積極的に貢献。

○消費者･需要家に対する環境配慮情報提供の在り方

製品の環境配慮性を分かりやすい形で判断できるような方法を模索すべき。

- ３Ｒ、省エネ性等の情報を総合的に配慮した指標の検討、国際整合性
- 情報入手経路の多様化、既存の情報提供手段の活用
- 流通段階での情報提供

○サプライチェーンの情報提供

必要事項を明確化するとともに、提供方法等の含有物質開示手順については国際整合性の確保や規格の活用による共通化を図るべき。

5．国際整合性の確保

【論点】
○諸外国の類似の動きに対し、如何にして製品における環境配慮事項の国際標準化・整合化を図っていくべきか？

○表示等の義務的な事項は、政省令といった枠組みの中で規定することが不可欠であるものの、表示の方法といった技術的事項に属するものについては、JIS等の規格を引用することで、機動的な対応を確保することが重要。

○IECでの検討との連携を図る等、国際的な整合性の確保に努めるべき。

○これまでの経験を生かし、IEC等での国際的な標準化に向けた対応を産業界や政府が連携して積極的に行うべき。

積極的な情報開示に基づく環境配慮設計(DfE)の更なる推進について

～製品のライフサイクル全体を見通した資源有効利用の促進と新たな環境価値の創造～

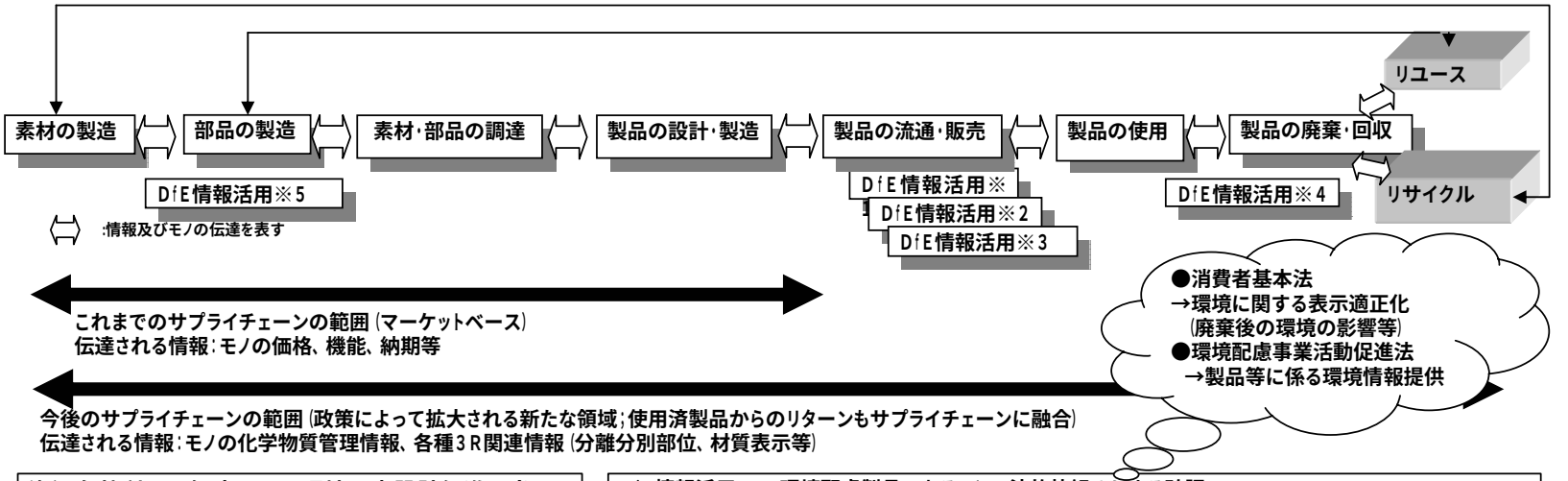

資源有効利用の観点からの環境配慮設計促進に当たっての基本的考え方

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、ライフサイクルにおける各主体（素材・部品製造事業者、製品製造事業者、消費者、リサイクラー等）が活用しうる環境配慮情報が開示されたシステムへの転換を図る。

＜資源有効利用を促進するための環境配慮設計事項（案）＞

①材質や分離分別等の表示に係る事項
②再生資源利用率等に係る事項
③製品中の含有物質の管理及び表示に係る事項　等

＜留意事項＞

・製品が上市された際、市場（消費者等）において適切な評価が行われるための方策の整備
・技術進歩への対応と国際的な整合性を確保するための枠組みの整備

DfE情報活用※1：環境配慮製品であることの法的枠組みによる確認
※環境配慮設計の明確化及びこれに係る情報開示により、製造事業者による取り組みを法的枠組みの下で促進。
※環境配慮設計の対応を輸入製品にも拡大。環境配慮製品に係るEU市場他との同等の市場条件を整備。

DfE情報活用※2：消費者訴求による環境配慮製品の需要拡大
※現在、環境配慮対応情報は統一されておらず、比較考慮に問題あり。
※消費者等に開示する環境配慮情報を、国際的な整合性等を持ちつつ、ルール化することによって、環境配慮製品としての要件を明確化し、消費者の製品選択の重要な要素に。
※コンシューマーレポートなどの情報提供基盤も併せて行い、需要拡大に向けた方策を総合的に実施。

DfE情報活用※3：グリーン購入法等によるDfE製品の需要拡大
※環境配慮開示情報をグリーン購入法の基準に活用（既存のものより高い政策誘導効果を実現）

DfE情報活用※4：使用済製品の高度なリサイクルの実現・資源有効利用の徹底
※各種環境配慮情報（材質表示、分離分別表示、含有物質情報、易解体構造等）が、統一的ルールに基づき開示されることに伴い、これまで以上に資源の有効利用をもたらすリサイクルシステムを実現。
※混合廃プラの素材価値×、ＰＰプラやＰＥプラに分別できれば素材価値○

DfE情報活用※5：サプライチェーン構造の変革
※産業のサプライチェーン全体に環境配慮情報を流通させるための基盤を構築。

○資源有効利用促進法のスキーム

以下の対象業種又は対象製品について、それぞれ3Ｒ対策の取組の内容を「判断基準」として国が定め、事業者にその遵守を義務づけ。

①特定省資源業種　②特定再利用業種　③指定省資源化製品　④指定再利用促進製品　⑤指定表示製品　⑥指定再資源化製品　⑦指定副産物

Ⅰ．製品対策

リサイクル対策（原材料としての再利用）、廃棄物の発生抑制対策及び部品等の再使用対策の取組を事業者に義務付け。

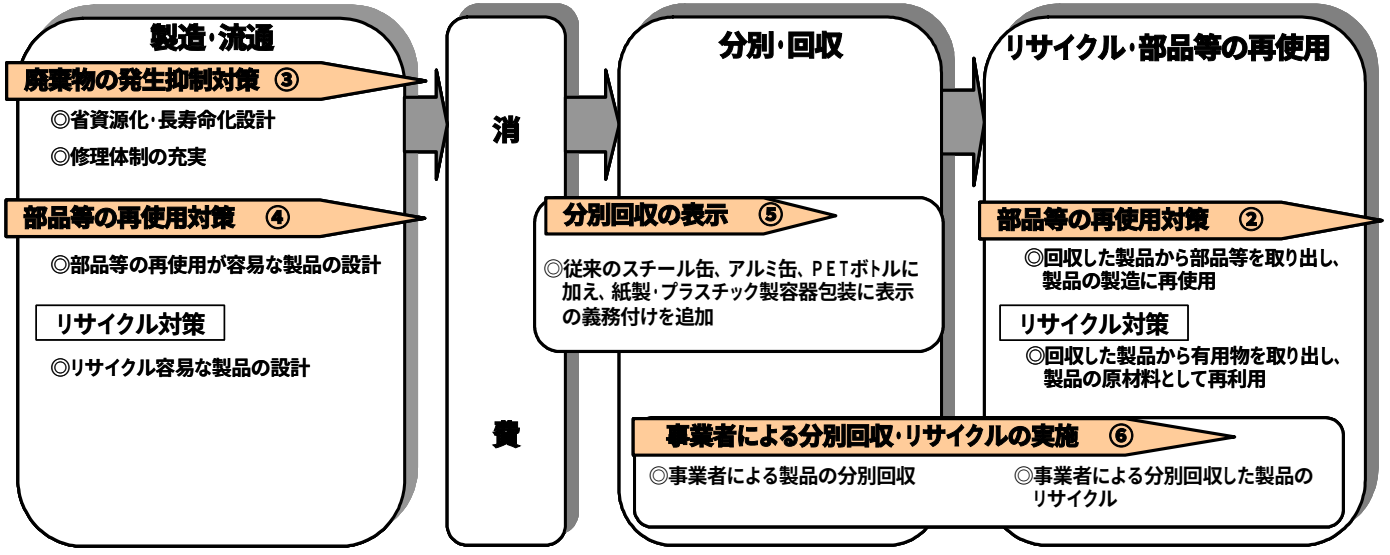

Ⅱ．副産物対策

工場で発生する副産物（＝産業廃棄物）の発生抑制対策とリサイクル対策（原材料としての再利用）の取組を事業者に義務付け。

副産物の発生抑制・リサイクル対策　①・⑦

◎事業者が副産物の発生抑制・リサイクル対策に係る計画を策定
◎具体的には、生産工程の合理化、副産物の原料としての再利用等

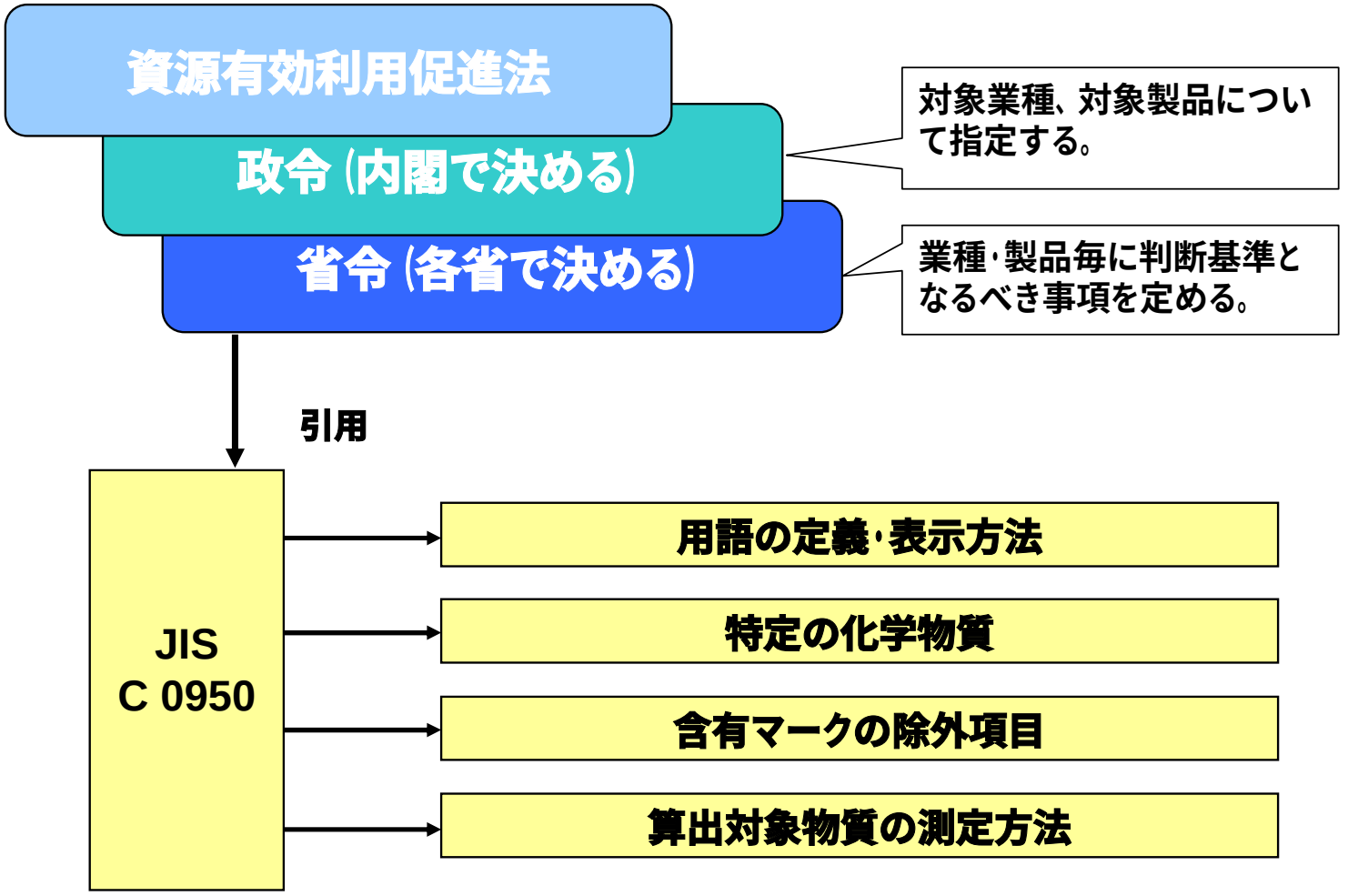
資源有効利用促進法
政令（内閣で決める）
省令（各省で決める）
対象業種、対象製品について指定する。
業種・製品毎に判断基準となるべき事項を定める。
引用
JIS
C 0950
用語の定義・表示方法
特定の化学物質
含有マークの除外項目
算出対象物質の測定方法

指定省資源化製品 ： 省資源化･長寿命化の設計等を行うべき製品

19品目 ： 自動車、パソコン、家電製品（エアコン、テレビ、電子レンジ等）、
パチンコ台、回胴式遊技機、金属製家具、ガス･石油製品

国

製造業者の使用済物品等の発生の抑制に関する『**判断の基準**』を策定（品目毎）

製造事業者（一部輸入事業者）

判断の基準を勘案しつつ、自社の製品に係る使用済物品の発生抑制を図る。（**事業に反映**）

【 判断の基準の概要 <例> 】

･原材料の使用の合理化
･製品の長寿命での使用の促進
･修理の安全性の配慮
･技術の向上
･包装材の簡素化
･製品の構造･修理に関する情報の提供

指定再利用促進製品 ： リサイクルしやすい設計等を行うべき製品

50品目 ： 浴室ユニット、自動車、家電製品（ユニット型エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機）、パチンコ台、回胴式遊戯機、複写機、金属製家具（収納家具、棚、事務用机、回転いす）、システムキッチン、ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスコンロ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付風呂釜、給湯器、パソコン、小型二次電池使用機器

国

使用済みとなった製品から部品等を取り出すことを容易にするなどリサイクルし易い設計に関する『**判断の基準**』を策定（品目毎）

製造事業者（一部輸入事業者）

判断の基準を勘案しつつ、自社の製品がリサイクルし易い製品となるように設計する。（**事業に反映**）

【 判断の基準の概要 <例> 】

・原材料の工夫
・表示の工夫
・規定に則した耐久性の評価
・技術の向上
・構造の工夫による、製品の分解の容易化
・原材料に配慮し、製品の処理を容易化
・含有物質の管理・情報提供（7品目のみ）

資源有効使用促進法が求める環境配慮設計（DfE）

【例】 パーソナルコンピュータの省令の場合（現行）

原材料の工夫（第1条）

・再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等に使用する原材料の種類等の削減、めっきをした合成樹脂製の部品等の数の削減
・部品等への汚れの恐れが少ない原材料又は清掃が容易な原材料の使用

構造の工夫（第2条）

・ねじの数量削減、複数の部品を一体として取り付け
・その他の部品等の取り外しの容易化
・回収及び運搬の容易化
・パーソナルコンピュータの処理の容易化
・はんだ付けによらない密閉形蓄電池の取付け方法の採用
・密閉形蓄電池の取り外しが消費者にとって容易である構造の採用
・主記憶装置、磁気ディスク装置その他の部品等について、取り外す際に損傷するおそれが少ない構造及び汚れるおそれが少ない構造又は清掃が容易な構造の採用
・寿命の明確化

分別のための工夫（第3条）

・重量が25グラム以上の合成樹脂製の部品等の材料名の表示その他の分別のための工夫
・密閉形蓄電池を使用する機器の表示
・再生資源としての利用の促進に係る事項の表示
・表示はパーソナルコンピュータ及びそれに付属する取扱説明書等

処理に係る安全性の確保（第4条）

・原材料の毒性その他の特性に配慮する。
・処理に係る安全性を確保する。

安全性等の配慮（第5条）

・再生資源又は再生部品の利用を促進する際には安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮する。

技術の向上（第6条）

・再生資源又は再生部品の利用を促進するため、必要な技術の向上を図る。

事前評価（第7条）

・第1条から第4条までに規定する取組について、あらかじめパーソナルコンピュータの評価を行う。
・パーソナルコンピュータの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定める。
・必要な記録を残す。

情報の提供（第8条）

・パーソナルコンピュータの構造
・使用される密閉型蓄電池その他の部品等の取り外し方法
・部品等の材料名
・その他のパーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供

包装材の工夫（第9条）

・包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮
・再生資源としての利用が容易な原材料又は再生資源を利用した原材料を使用
・包装材を他の包装材から分離することが容易な構造の採用
・回収及び運搬が容易な構造の採用

資源有効利用促進法　政省令の改正（概要）

＜政令＞　（公布：平成18年3月17日　施行：平成18年7月1日）

（１）指定省資源化製品（7製品）の勧告・命令対象事業者に輸入販売事業者を追加

（２）指定再利用促進製品（8製品※）の勧告・命令対象事業者に輸入販売事業者を追加

※製品含有物質に関する情報提供の対象製品に「複写機」を加えたもの。

＜省令＞　（公布：平成18年4月27日　施行：平成18年7月1日）

（１）政令改正に伴い、指定省資源化製品、再利用促進製品について、輸入販売事業者にも取組を求める。

（２）7製品について、6物質を含有する場合の取組を規定

輸入販売製品に対する環境配慮設計を求める　【政令の改正】

指定省資源化製品、指定再利用促進製品に指定されている製品のうち、パーソナルコンピュータ等については、近年、国内出荷数量に占める輸入販売数量の割合が上昇している。

輸入販売製品についても環境配慮設計を求める必要が高まっている

政令の改正

【概要】　指定省資源化製品、指定再利用促進製品のうち、パーソナルコンピュータ等の製品（8品目）について、勧告及び命令の要件に「自ら輸入したもの」の販売台数を追加し、**これらの製品を自ら輸入して販売する事業者を勧告及び命令の対象に追加**

【公布】　平成18年3月17日

【施行】　**平成18年7月1日**

家電・パソコンに含有される物質に関する情報提供について　【省令の改正】

指定再利用促進製品のうちパーソナルコンピュータ等の各製品（7品目）の、再生資源または再生部品の利用を一層促進する。

・再生資源の利用の促進
・製品に含有されることで再生資源の品質低下・リサイクル工程を阻害する恐れのある物質の管理を行う
・表示等による情報提供を行う　　等

省令の改正

【概要】　①指定再利用促進製品のうち、7品目※について自ら輸入して販売する事業者に関する事項を追加　　※この項目については、「複写機」についても追加。
②特定化学物質を規定し、その物質を含有する対象製品（7品目）に対して、<u>当該物質の管理、JIS C 0950に基づく方法による含有情報の提供</u>
【公布】　平成18年4月27日
【施行】　<u>平成18年7月1日</u>

※ 第１１条以降では、『輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項』として、第1条から第10条までと同様の事項に対して取組を求めている。

事前評価（第7条）

・第1条から第4条までに規定する取組について、あらかじめパーソナルコンピュータの評価を行う。
・パーソナルコンピュータの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定める。
・必要な記録を残す。

含有物質の管理（第8条）

・部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率の把握
・その他の措置により別表に定める物質を管理する。

情報の提供（第9条）

・パーソナルコンピュータの構造
・使用される密閉型蓄電池その他の部品等の取り外し方法
・部品等の材料名
・その他のパーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供
・部品等に含有される、別表に定める物質の種類及び含有率に関する情報の提供
・情報の提供は日本工業規格C0950による。

製品含有物質の情報提供措置の導入

METI 経済産業省

資源有効利用促進法の活用

○製品の設計／製造工程における要管理物質（鉛等）を特定
○製品の製造／輸入事業者に対して、当該物質の含有情報の提供を義務付け。

JIS C0950による表示方法

○製品本体／包装箱への含有マーク表示
○製品カタログや取扱説明書、当該製品のウェブサイトでの対象物質の含有マーク、含有箇所、含有量等の表示

含有マーク

機器本体、包装箱、カタログ類に表示

対象製品

○パーソナルコンピュータ
○ユニット形エアコンディショナー
○テレビジョン受像機
○電気冷蔵庫
○電気洗濯機
○電子レンジ
○衣類乾燥機

対象物質

○鉛及びその化合物
○水銀及びその化合物
○六価クロム化合物
○カドミウム及びその化合物
○ポリブロモビフェニル
○ポリブロモジフェニルエーテル

特定の化学物質の含有表示方法 のJIS作成（J-Moss）

日本工業規格　JIS C 0950：2005

電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法

The marking for presence of the specific chemical substances for electrical and electronic equipment

（目　的）

この規格は，電気・電子機器に含まれる特定の化学物質の含有表示方法を標準化することによって，サプライチェーン及びライフサイクル各段階の事業者における特定の化学物質の管理の改善を促進するとともに一般消費者の理解を容易にし，もって資源の有効な利用の質の向上及び環境負荷の低減を図り，適切に管理された電気・電子機器をより普及させること。

特定化学物質の含有表示方法について（J-Moss）の全体像

電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法（JIS　C0950）

制定：　平成17年12月20日

1　**適用範囲**
2　**引用規格**
3　**用語及び定義**
4　**電気・電子機器における特定の化学物質の含有表示**
4.1　**含有マーク及び化学物質記号**
4.2　**機器本体への表示方法**
4.3　**機器包装箱への表示方法**
4.4　**機器のカタログ類への表示方法**

附属書A（規定）　特定の化学物質及び含有率算出の考え方
附属書B（規定）　含有マークの除外項目→今後見直しの可能性
附属書C（参考）　算出対象物質の測定方法
附属書D（参考）　グリーンマークを表示する場合

含有マークの表示方法

○機器本体への表示

規定4.2に従って、含有マークだけを表示

○包装箱への表示

規定4.3に従って、含有マークだけを表示

○カタログ類への表示

規定4.4に従って、印刷物（カタログ、取扱説明書等）に含有マークと化学物質記号とを併記する。

ウェブサイトへの含有表示事項

規定4．4．2に従って、ウエブサイトに表示。表示項目は、化学物質ごとに大枠分類における含有状況を記載。(以下は含有マークに該当する例)

機器名称：テレビ受像機　形式名：○○-ＡＡＡ

大枠分類	特定の化学物質記号					
	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBB	PBDE
実装基板	0.1wt%超	○	○	○	○	○
キャビネット	○	○	0.01wt%超	○	○	0.1wt%超
ブラウン管	除外項目	○	○	○	○	○
スピーカ	○	○	○	0.1wt%超	○	○

注記１：“0.1wt%超”，“0.01wt%超”は，算出対象物質の含有率が含有率基準値を超えていることを示す。
注記２：“○”は，算出対象物質の含有率が含有率基準値以下であることを示す。
注記３：“除外項目”は，算出対象物質が含有マークの除外項目に該当していることを示す。

JIS C 0950

J-Mossの適用除外について（①）

1)コンパクト蛍光灯ランプに含まれる水銀であって，ランプ当たり5 mgを超えないもの
2)一般照明用の直管形蛍光ランプに含まれる水銀であって，次の使用量を超えないもの
－ハロ燐酸カルシウム系蛍光体を使用したランプ　10 mg
－3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ　5 mg
－3波長形蛍光体を使用した長寿命のランプ　8 mg
3)特殊用途用の直管形蛍光ランプに含まれる水銀
4)この附属書Bに規定していないその他のランプに含まれる水銀
5)ブラウン管，電子部品及び蛍光ランプのガラスに含まれる鉛
6)鉛含有量0.35 wt%（質量比，以下同じ）以下の鉄，鉛含有量0.4 wt%以下のアルミニウム及び鉛含有量が4 wt%以下の銅合金に合金成分として含まれる鉛
7)次の中に含まれる鉛
－高融点温度はんだに含まれる鉛（例えば，鉛を85 wt%以上含むすず鉛はんだ合金）
－サーバー，記憶装置・記憶アレイシステム，信号切替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けに用いられる はんだに含まれる鉛
－電子セラミック部品に含まれる鉛（例えば，ピエゾエレクトロニック・デバイス）
8)電気接点に含まれるカドミウム及びその化合物，並びに特定の危険物物質及び調剤の販売及び使用を制限することを規定した指令（76/769/EEC1））の修正指令（91/338/EEC2））で禁止されている用途を除いたカドミウムめっきに含まれるカドミウム及びその化合物　注1）76/769/EECについては，OJ L186, 12.7.1991,P59を参照（OJ，Official Journal：EC官報）。Council Directive 91/339/EEC of 18 June 1991 amending for the 11th time Directive 76/769/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to restrictions on the marketing and use of certain dangerous substances and preparations
注2）91/338/EECについては，OJ L262, 27.9.1976,P201を参照（OJ，Official Journal：EC官報）。Council Directive 76/769/EEC of 27 July 1976 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to restrictions on the marketing and use of certain dangerous substances and preparations
9)吸収式冷蔵庫の炭素鋼製冷却システムの防せい（錆）処理としての六価クロム
10)ポリマー用途のデカブロモジフェニルエーテル

J-Mossの適用除外事項について（②）

11)鉛青銅製の軸受胴及びブッシングに含まれる鉛
12)コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いる鉛
13)熱伝導モジュール形Cリング向けコーティング材料としての鉛
14)光学ガラス及びフィルタガラス中に含まれる鉛及びカドミウム
15)マイクロプロセッサのピン及びパッケージ間の接合用に用いる鉛含有量80 wt%を超えかつ85 wt%未満の2種類以上の元素で構成される はんだの鉛
16)集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイ及びキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛
17)次のすずウィスカ防止保護膜に含まれる鉛
－狭ピッチ（1 ㎜以下）のコネクタに接続する基板のめっきに含まれる鉛
－狭ピッチ（1 ㎜以下）のリードフレームをもつ電子部品のめっきに含まれる鉛
－FPC，FFC及びコネクタのリード端子めっきに含まれる鉛
18)次の特定の用途に用いられる鉛又はカドミウムを含むはんだ
－業務無線用高周波電力増幅モジュールのアルミナ基板と銅放熱板との間の接合用はんだ
－熱センサーのサーマルカットオフ及びサーマルエレメントに使用される低融点はんだ合金
19)次の特定用途に用いられる六価クロム保護膜
－無電解ニッケルめっきされた部品の防せい（錆）処理
－黒色亜鉛めっきされた部品の防せい（錆）処理
20)プラズマディスプレイパネル及びSEDフラットパネルの酸化鉛ガラスに含まれる鉛
21)光アイソレータ，光サーキュレータ，光スイッチなどの光受動部品に用いられている希土類磁性ガーネット結晶に含まれる鉛
22)シーズヒータの防湿のための封止用ガラスに含まれる鉛
23)硫化光電セルに含まれるカドミウム
24)温度ヒューズ感温素子に用いられる鉛及びカドミウム
25)放電ランプに用いるアマルガムに含まれる鉛

※オレンジの部分は欧州ＲｏＨＳ指令との相違点

【Q1】
○改正政省令で、国内生産品･輸入品が情報提供義務の対象となるのはいつからか。

○マーク表示の時期

本省令施行日以降に製造する製品、または施行日以降に自ら輸入したものを販売する製品が対象となります。

	国内生産品		輸入品
	自社生産	委託生産（OEM）	
対象にならない	平成18年6月30日以前に製造したもの	平成18年6月30日以前に、生産委託先で製造したもの	平成18年6月30日以前に輸入したもの
対象になる	平成18年7月1日以降に製造したもの	平成18年7月1日以降に、生産委託先で製造したもの	平成18年7月1日以降に輸入したもの

【Q２】
○特定化学物質を含有しているのに『含有マークの表示』、『含有情報の提供』を行っていなかった場合、罰則などはあるのか。

○法律違反をした場合の措置

指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため必要があると認めるときは、必要な**『指導及び助言』**を行います。

判断基準省令に照らして、著しく不十分と認められる場合、**『勧告』**という措置がとられ、その後段階的に**『公表、命令、罰金（50万円以下）』**という措置がとられます。

「勧告」以上の措置は、年間の製造、輸入販売台数が政令に定められている数量以上の事業者に対し措置がとられます（義務自体は全ての事業者にかかります）。

【指定再利用促進製品の例】

ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ	1万台	衣類乾燥機	1千台
ﾕﾆｯﾄ形ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ	5万台	電気冷蔵庫	5万台
テレビ受像機	5万台	電気洗濯機	5万台
電子レンジ	1万台	－	－

【Q３】
○RoHS指令と資源有効利用促進法（J-Moss含む）の違いは。

	資源有効利用促進法（J-Moss含む）	RoHS指令
対象製品	パーソナルコンピュータ等7製品 （スライド２２参照）	医療機器及び制御機器を除く、ほとんどすべての電気・電子機器が対象
対象物質	鉛、水銀、六価クロム、カドミウム， ポリブロモビフェニル， ポリブロモジフェニルエーテル	左記に同じ。
含有率基準値	カドミウム：0.01wt% それ以外の５物質：0.1wt%	左記に同じ。
適用除外項目	２５項目（スライド２７～２８を参照）	６月１５日現在で２０項目（追加あり）
対象物質と規制方法	6物質が含まれる場合は、含有マークと情報提供の義務付け	6物質の使用を原則制限
適用時期	2006年7月1日以降の製造／輸入販売に適用	・2006年7月1日から、EU市場に上市する対象製品に適用 ・適用時期前に上市された製品のリユースや修理部品は適用除外

○ METIのHPにおいて、改正した省令の新旧対照表等を公開

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/j-moss.html

ご清聴ありがとうございました。